

定川掛制度に関する一考察*

東京市史稿を読む

A Study on Relative to the Joukawagakari Seido

篠田哲昭** 中尾 務***

by Tetuaki SHINODA and Tutomu NAKAO

概 要

1790（寛政2）年3月21日町奉行所管の御入用橋定請負人が追放された。これは1734（享保19）年3月4日以来の定請負制度が廃止されたことになり、代わって町奉行所と勘定奉行所の両掛により御入用橋の新規及び修復工事が進められることになった。次いで同年7月定川掛制度が発足している。この制度は従来の定請負制から直営体制に転換されるものであり、直営主義の勘定所が土木技術行政を一元的に掌握したことを意味するものと見られる。

本稿はこの成立過程を検証しようとするものである。

1. はじめに

1732（享保17）年8月「公役金ヲ以テ府内橋梁ノ經費ニ充ツ」⁽¹⁾という申渡があり、年間千五百両の公役金にて江戸府内の橋梁について新規の掛け直し、修理を町奉行所が担当していた。御入用金は、1732（享保17）年には千九両三分余、1733（享保18）年には千百九両余が計上されているが、1734（享保19）年3月白子屋勘七と菱木屋喜兵衛の二人が町方掛幕府入用橋86橋、その他40橋の計126橋を年間八百両で新規修復一式を定請している。1738（元文3）年には1橋を加え、127橋になり定請負金額が千両に増額されている。この定請負制度は橋梁に限らず、川浚い水防業務等に及んでいた。

この定請負制度は直営の職員数の確保、非効率化する組織の肥大等を防止することができる制度であり、二人の道役で橋梁の技術管理を行っていたことを見ても、合理的な制度であったと思われる。

ところが1790（寛政2）年3月次々と定請負人の追放が行われた。

三月二十一日 ○寛政二年（西暦一七九〇年）
御入用橋定請負人役儀取放タレ、町方勘定方
両掛り直普請トナルニヨリ町方ニ申渡アリ⁽²⁾

この御入用橋請負制停止の理由は「是迄其方共請負罷在候処、普請遅滞等致し不行届儀も有之ニ付、定請負之儀取放被仰付候⁽³⁾」というものであった。

つづいて出された申渡には

四月十三日 ○寛政二年（西暦一七九〇年）
江戸川橋仮橋破損、差掛ノ儀ニ付、樋橋棟
梁へ修繕申付ルモ、以後破損ノ節ハ町方ヨ
リ申出ノ上、勘定所へ申遣シ、普請役見分
ノ上、処理スル事トナル⁽⁴⁾

とあり、橋行政が町奉行所から勘定所支配へ移ったように読みとれ、さらに東京市史稿の「あとがき」には、「定請負制度をやめて直営にした方が経費節減になるとしたものである」⁽⁵⁾との解説がある。

これらの事例から、定請負人追放は、定請負制度自体の廃止を意図していたものであり、さらに定川掛制度を通して勘定所が土木技術行政を一元的に掌握する事を図ったと考えることができる。

本報告は定川掛制度の成立過程を通し、勘定所が土木技術行政を一元的に掌握する経緯について「東京市史稿」他諸史料により若干の考察を行ったものである。

2. 隅田川中州町撤去にみる勘定所仕法

(1) 中州町始末

中州町は、隅田川右岸新大橋際の箱崎川が合流する三股（三又・三派・三流）と呼ばれるところに築立された新地であり、図に見るように、水流の水裏にあつて寄州が発達する場所であった。

* Keyword：江戸寛政期、定請負人、土木技術行政

正会員 北海道建設工学専門学校 *元北海学園大学講師
(〒065-0005 札幌市東区北5条東8丁目1-35)

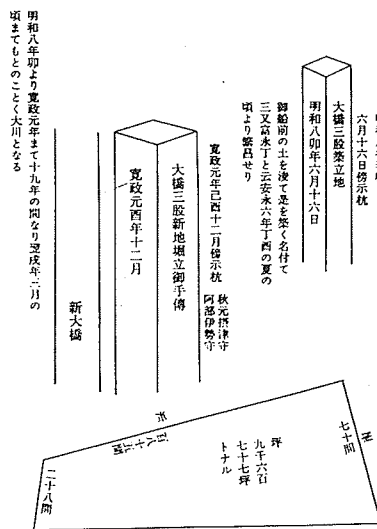
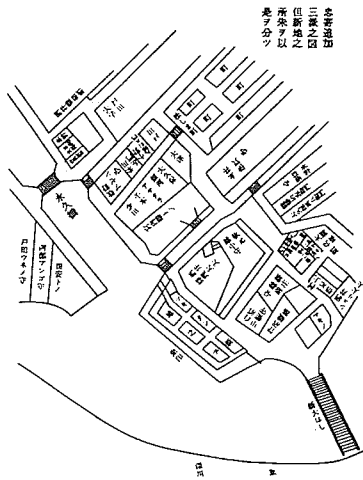


図-1 中州新地
(東京市史稿産業篇第二十三より)

廿七日庚午○明和七年(西暦一七七〇年)九月幕府三傳馬町傳馬役ニ、五箇年間年々金九百五十兩ヲ支給シ、六年目ヨリ年々金四百兩ヲ給付スルコトトシ、以テ傳馬助成金ト為サシメ、猿江材木藏内堀及本所船藏前出州ノ浚渫、並ニ大川端三俣出州ノ填築ヲ命ス⁽⁶⁾

六月十六日乙酉○明和八年(西暦一七七一年)隅田川三俣出州 ○都内中央區 九千坪ヲ築立、町奉行ノ支配トシ、明和九年 ○西暦一七七二年 十月填築完成ス⁽⁷⁾

中州町築立は、この寄州を埋め立て1771(明和8)年6月に起工し、翌1772(安永元)年十月に竣工している。

この築立は江戸傳馬役が年々御役が増加はするが、助郷制度が無いと、傳馬町の財政が困窮するのを防ぐための助成策であり、中州町新地の地代金を請負工事費と傳馬町への助成金にあてようとするものであった。

請負人は江戸三傳馬町の傳馬役馬込勘解由・吉澤主計

・高野善次郎・小宮善右衛門・宮邊又四郎の5名であった。

中州町新地築立は大成功し、大歓楽街となり、その盛況はいくつかの図絵等に伝えられている。

ところが、1786(天明6)年7月に隅田川を襲った大洪水は、隅田川兩岸の住宅地に大きな被害を与えた。この原因が中州町の築立にあるという理由により、撤去することになった。

三月 ○天明七年(西暦一七八七年) 三俣富永町、水行ノ妨ゲトナルタメ、六年後ニ掘揚ゲノ積リ、老中水野出羽守ヨリ申渡シアリ⁽⁸⁾

1789(寛政元)年10月17日突如として中州町築立撤去のため御用懸が任命されている。

御用懸⁽⁹⁾

1789(寛政元)年十月十七日 大川筋浚御普請御用

久世丹後守(勘定奉行)・坂部十郎右衛門(御目付)

同年十月十九日 属吏任命

御勘定組頭: 佐久間甚八・今村五右衛門
井上岩次郎

支配勘定: 富田九八郎

御勘定: 坂野喜六郎・谷田久太郎

重田又兵衛

同格見習: 若林磯八郎

同年十月二十五日 大川筋浚御普請御手伝

立花左近将監・阿部伊勢守・秋元但馬守

同年十月二十六日 大川浚ニ付錢通用督励⁽¹⁰⁾

同年十一月十三日 大川浚普請引請人⁽¹¹⁾

樋橋切組方大工棟梁: 岡田治助

蔵田屋清右衛門

以上の御用懸からみて、勘定所主体でお手伝い大名の資金提供により、1789(寛政元)年10月から1790(寛政2)年にわたり、中州町の撤去が実施されている。

この中州町撤去は、過去の中州町築立の計画自体を批判し、撤去させるという勘定所の伝統的仕法によるもので行われたと考えられる。

さらに市中の噂話を収録した「よしの冊子」にはつぎの記事を見ることができる。

八十八 自酉○寛政元年 十月廿九日○中略

一、川浚御ざ候ニ付、老少ニ不限出候て土を運び、いづれも難有がり候由。一人ニ付錢貳百銅、米壹升ヅ、被下候由。誠の御救普請ニやと、有がたがり候由。其代ニ春ニ成候ハバ、商人も少く奉公人も少く可有之とのさたのよし。

一、戊正月のさた 川浚、甚八ハ田舎流ニ
て、米壹升七合之割ニいたし候由。江
戸の人足ハ中々左様ニてハ承知不致候よし。
いづれニも貳百文ニあたり不申候てハ、弁
当さし引くらしかた出来兼候由。甚八不取
計ニ付、右仕法改正上より被仰出、よろし
く相成候よしのさた。⁽¹²⁾

また中州町撤去は、松平定信による「寛政の改革」の
一端として実施されたとされているが、正確さを欠く表
現である。

天明七末年三月⁽¹³⁾

甲斐守殿 山村信濃守
拙者懸三保富永町地所之儀、取計方相伺候
ニ付、貴様御懸リニて埋立ニ相成候同所南
方石垣際貳百五拾四坪餘之場所、拙者方え
御引渡被成候ても差支無之哉之段、先達て
及御懸合候處、右地所計残り候ては、嶋同
様ニ相成候間、伺之通被仰渡候ハ、其節
右地面御引渡可被成旨御附札を以被仰聞候
ニ付、其旨伺書え認入申上候。然處、拙者
懸之地所、先是迄之通五ヶ年差置、六ヶ年
目ニ至、彌水行之障ニ相成候ハ、其節掘
揚之積出羽守殿被仰渡候。依之御達申候。

未三月

この文書は天明七末年三月となっており、町奉行山村
信濃守から同役曲淵甲斐守に宛てたものである。曲淵甲
斐守が西条留守居へ転ずる2ヶ月前のことである。土地
の引き渡しに関する確認を求めているものである。内容
は判然としない部分もあるが、文中に「先是迄之通五ヶ
年差置、六ヶ年目ニ至、彌水行之障ニ相成候ハ、其節
掘揚之積出羽守殿被仰渡候」とあり、明らかに撤去計画
が決定していることを示している。これによると田沼政
権の末期に計画が決定しており、松平定信がそれを実施
に移したということになる。

(2) 築立の撤去と水塚建設

中州町築立の撤去された土は今日で言う洪水時の避難
場所である水塚の築立に転用され、5ヶ所の建設を松平
越中守が寺社奉行へ命じている。

寛政元酉年十月⁽¹⁴⁾

寺社奉行え

此度大川通御普請浚土を以、隅田村木母寺
、今戸町八幡社地、本所回向院、大徳院、
深川霊雲院境内明地え、近辺水難之節退所
ニ相成候様、水塚築立被仰付候間、右寺社
え申渡、懸り御勘定奉行申談、可被取計候。

この水塚の規模をみると、水災避難の機能は十分に果
たしていたものと考えられる。

さらに、捨土は清水宮内卿邸の埋め立て、三廻り筋の
築添にも流用されているが、旧堤に土を嵩置したという
記録はない。戦国以前河川氾濫源に進出した耕地の水防
施設と考えられる堤防の変遷のなかで、特に享保期の新
田開発により生じる新規の堤防と既存の堤防をめぐる紛
争において、新規の堤防高は既存の堤防高と同一となる
ことはなく、既存の堤防より低く洗堤が設けられ、乗越
堤の名に示すように一定の水位になると、新田は氾濫を
受け入れなければならなかったのである。このような仕
法は代官所調停人紛争当事者らが長い期間をかけて作り
上げた経験則であり、宝暦期によりやく成立したと考え
られる。この経験則は既得権の尊重に尽きるのである。

また、幕府勘定所の旧堤と新規築立に対する基本姿勢
は、論所取扱準則「堤川除井堰用悪水道橋普請田畑新開
場水行故障等取裁類」⁽¹⁵⁾によると、後発の堤防を嵩上げ
したことによって、既設の堤防が決壊した場合には、新
堤の嵩置土を削り取る。また洪水の原因となる新開の土
地は土地台帳に記載することなく、元の流作場に戻せ。
というものであった。

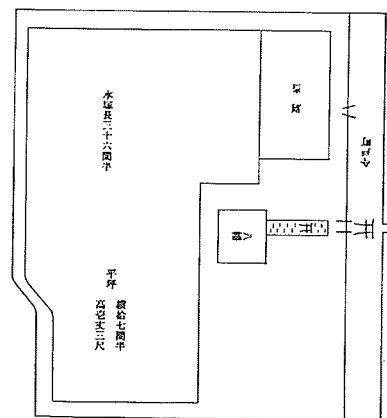


図-2 今戸町八幡社水塚
(東京市史稿産業篇第三十三より)

論所取扱準則⁽¹⁵⁾

堤川除井堰用悪水道橋普請田畑新開場水行
故障等取裁類

一、當時用水不引といふとも古来より之組
合離候事禁也

(中略)

一、堤重サ置土水行之障ニ成ルニおゐてハ
削取之也

(中略)

一、水行之障成候地面水帳ニ不書載新開之
類ハ圍取拂流作場たるへし

引書 ○地改役心得書

旧堤に嵩置すれば水塚は不要であるわけで、旧堤の嵩
置は論外のことであったと考えられる。

中州町築立の撤去はこの「論所取扱準則」にしたがい行われたものとも考えられる。

3. 定請負制度の廃止

中州町の撤去工事が進められている途中において、町奉行所の定請負人の追放が、次々に行われた。これは中州町撤去工事は勘定所主導で施工されており、従来の町奉行所主導の定請負制度を否定する意図を示すためかと思われる。1790（寛政2）年2月26日松平越中守から町奉行池田筑後守に、つぎの申渡がなされている。

江戸向本所深川橋々之儀、是迄白子屋勘七菱木屋喜兵衛受負罷在候儀、普請遅滞等致シ不行届義も有之候ニ付、定受負之儀取放可被申候。右橋々之儀は為試御普請ニ被仰付候間、可被取扱候。尤御勘定奉行吟味役等川々定掛り之分取扱候様ニ被仰付候間可被談候⁽¹⁶⁾

こうして、1790（寛政2）年3月21日白子屋勘七、菱木屋喜兵衛は1734（享保19）年以来の定請負人の座を追われている。白子屋勘七らは同年2月に浅草今戸橋・同新島越橋等を金九拾三両貳分で落札し、請負契約を行ったばかりであり、まさに寝耳の水という事態に驚いたことと思われる。この工事は勘定所支配の御用商人樋橋切組大工棟梁岡田治助が引き継いでいる。

このような追放は橋梁の定請負人だけではなく、1790（寛政2）年4月2日には、江戸川常渡人らが「渡方宜しからず候ニ付」という、理由で追放されている。

四月二日○寛政二年（西暦一七九〇年）江戸川神田川渡方不行届ノタメ、常渡請負人ヲ取放チ、武家方町方支配毎ニ管理セシム⁽¹⁷⁾

この常渡いは1750（寛延3）年以来の請負であるが、追放は不正によるものではなく、渡方不行届という理由であり、同時に常渡の財源になっている助成地も召し上げられている。

この幾つかの事例から、勘定所が町奉行所の権限下にあった土木行政を自らの権限下に納め、中央支配の一元化を果たすために行い、さらに、1790（寛政2）年7月17日定川掛制度を発足させ、法制度化によって勘定所支配を不動のものとしたと考えられる。

定川掛制度発足後の町奉行所管の土木行政権限は、限定された金額の範囲内での維持修理を行うのみになっている。

寛政五年癸丑十月三日⁽¹⁸⁾

丑十月三日池田筑後守殿中村又蔵へ御渡
本多弾正大弼殿御渡被成候御書付寫
本所深川御入用筆墨紙人足賃、下水樋修復

入用、并是迄常渡受負之者冥加役に仕來候處、其外共向後壹ケ年御入用金五拾八兩に相定、右極高より不相増様可被取計候、尤兩國橋修復并鯨舟共修復等之儀は、其度々可被相伺候、且見分等之節指出來候御用船之儀は、以來壹ケ年百貳拾艘に相極、右之内をも船數相減候様被取計、御用之度々川船役所より受取之相用、是迄有來候御用舟は川舟方へ可被引渡候、猶委細之儀は柳生主膳正、村垣左太夫へ懸合、御金受取方之儀は御勘定奉行可被談候

<下略>

この記録では、町奉行所管の土木行政は年額58兩の維持補修にとどまっている。

4. 定川掛制度確立までの過程

〈1784（天明4）年堅川浚にみる町奉行所と勘定奉行所の関係〉

堅川は1705（宝永2）年掘削され、1730（享保15）年と1757（宝暦7）年の2度部分的浚渫工事が行われているが、80年経過した1784（天明4）年には、新開地の舟運が困難となり、浚渫が急務となった。

この工事は1784（天明4）年4月に22名の応札者を得て競争入札を行っているが、予算超過により不調に終わり後日仕様を変更し、再度入札を行い本所柳原壹町目家主伊兵衛他1名が請負、11月に竣工している。

天明四辰年四月⁽¹⁹⁾

本所堅川浚御普請目論見之儀ニ付申上候書付
嶋佐次右衛門（町奉行与力）

仁杉幸右衛門（同上）

本所堅川浚御普請目論見之儀被仰渡候ニ付、川筋見分仕候處、左之通り御座候。

一、御勘定方より來候目論見帳ニは、一ツ目より逆井迄之間長延二千六百四拾間ニ御座候。私共見分仕候處、長延貳千七百間餘有之、御勘定方より之間數と見合候得は、六拾間餘之相違ニ相成申候。

<中略>

前書申上候通り御座候。則見分繪圖仕様帳并道役共積書奉入御覽候。以上。

辰 ○天明四年 四月

天明四辰年四月十五日⁽²⁰⁾

本所堅川浚御普請積入札披仕候儀申上候書付
嶋佐次右衛門（町奉行与力）

仁杉幸右衛門（同上）

本所堅川浚御普請積入札、私とも立合披候處、汐底入水下四尺五寸浚之方、左之通り

ニ御座候。

落札

一、金五千六百三拾六兩貳分銀七匁

本所柳原壹町目 家主 伊兵衛

深川元町吉兵衛店 甚五郎

<中略>

一、金七千六百拾八兩

本所道役 清水八郎兵衛

宗城善兵衛

<中略>

都合貳拾貳口。

右之通り御座候。以上。

四月 ○天明四年 十五日

嶋佐次右衛門

仁杉幸右衛門

この史料には、入札に堅川の浚渫工事の積算をしている道役が、応札者として参加していることが記されている。

この事実は何とも理解に苦しむ事であるが、入札者を意図的に多くする為の工作と解釈することはできる。また、前文に見られる「御勘定方より來候目論見帳ニは」という箇所は、明らかに勘定所の介入を意味していると思われる。自主財源に苦しんだ町奉行所側が勘定所財源に依存した為とも想像されるのである。この堅川の浚渫工事は町奉行所の主導で工事が実施されている。時の町奉行は曲淵甲斐守であった。

この時期においては、町奉行所と勘定所の関係は小康状態にあったように見える。

5. 定川掛制度の発足

定請負人追放後の町奉行所と勘定奉行所との両掛による新制度の記録は、1790（寛政2）年4月13日付の江戸川橋の修理工事として残されている。

江戸川橋仮橋破損所取締并以来橋々急破取
繕之儀申上候書付⁽²¹⁾

書面伺之通仕、以来橋々破損之義私
共兩御役所え申出次第、即刻御普請
役差遣見分之上、取締之義遅滞無之
様取計可申上旨被仰渡奉承知候。

戊 ○寛政二年 四月十三日

池田筑後守

久世丹後守

高尾惣十郎

佐久間甚八

このように試行期を経て、1790（寛政2）年7月17日
定川掛制度が発足している。

七月十七日 ○寛政二年（西暦一七九〇年）⁽²²⁾

橋々定請負制廃止ニヨリ定川掛リヲ設置ス

「寛政二年戊辰年七月十七日」

奈良屋市右衛門殿南北小口年番名主被申渡

一、江戸向寄井本所深川橋々ヲ、定川懸ニ
て序々ニ見置被申候筈候間、若見廻之
節、其橋々最寄之町役人え相尋候品も
可有之候ハハ、罷出可申立事。

為心得申付置候

右之通為心得可申付置旨町奉行所より
被仰渡候間、支配町々え申聞、橋々有
之所々最寄町々町役人共相心得罷在
候。此旨組合不洩様早々可被申継事。

但、橋掛り名前別紙之通ニ候。

橋御掛り

池田筑後守殿

久世丹後守殿

高尾惣十郎殿

佐久間甚八殿

支配勘定格見習

若林磯八郎

御普請役元

早川富三郎

御普請役

直井弥太夫

神谷貞一郎

本所方

佐野五郎左衛門

江戸向

吉田百助

本所方

服部仁左衛門

江戸向

谷村源次郎

上記の組織を見ると、勘定奉行所主導が読みとれるが、
定請負人が追放された1790（寛政2）年3月段階には、
町奉行所と勘定奉行所の両者が今後の取り扱いについて
協議を行っている。

一、貴殿御組ニても掛り与力御申付候間、
橋々立合見分之積可被成旨承知致候。
立合と申候てハ主客と相分り候取扱ニ
付、心得も違可申哉、此度ハ兩掛り被
仰付候儀、諸事御熱談ニ打合、譬は町
方取扱之儀、是迄御勘定方ニて不相分
筋は重々御取計、御入用吟味等、町方
御役所ニて御取扱無之義ハ、重ニ御勘
定方ニて取計候積り可致ニ申合、諸伺
取調可申存候間、右之心得御組掛えも
御申渡置有之度候。⁽²³⁾

町奉行所分担：是迄御勘定方ニて不相分筋は重々御取
計

勘定所分担：御入用吟味等、町方御役所ニて御取扱
無之義ハ、重ニ御勘定方ニて取計候積
可致

とあり、さらに設計施工については

一、目論見替致候ニ付入札等致候ハ、町触等之儀、御相談之上御申付可被成旨承知致候。直御普請之儀、入札請負御普請ニ相成候てハ不宜候間、定川掛り見分之上、御普請役定法本途を以目論見致シ相伺、樋橋棟梁え申付、仕立候積り被仰渡候間、（下略）⁽²⁴⁾

と定めている。樋橋棟梁とは勘定奉行配下の樋橋大工棟梁岡田治助のことである。

また、事務細則として

右は差掛候義ニ付、棟梁え申付、往来無差支様取繕候積申付候。以来右体橋々并板橋破損取繕之儀町方より申立候節、御普請役見分、為御入用金拾兩以上之分は積帳相添相伺、拾兩以下之分は往来無差支様為取繕、御届申上置、御入用は追て一緒ニ仕申上、御金を請取候様可仕奉存候。依之奉伺候。以上。⁽²⁵⁾

と示している。

このような、組織や、協議の内容、設計施工についての定法、また御入用金に関する細則等から見て、町奉行所管の土木行政を包括し、勘定所が定川掛制度によって一元支配を果たしたと見る事が出来る。

6. むすび

幕府財政の経費節減の一貫として府内における請負制度を見直し、直営体制に変更すべき、勘定所と町奉行所との争いのなかに定請負人の追放、定川掛制度の成立等があり、結果は寛政改革の思潮に乗じた勘定所方が土木技術行政の一元化に成功している。この事例は江戸期における画期的な行政改革といえることができる。

しかし、町奉行所の組織を直営体制に改める努力は全くなされていない。さらに道役のような貴重な組織も何等充実整備が計られることもなく放置されていた。

また勘定所自体が、幕末の砲台建設など増大する需要に対し、請負制度に転換せざるを得なかったのである。

いずれにせよ、近世という社会構造が産んだこの事件は、簡単な図式で割り切れない複雑な要素が多くからんでいと考えられる。

今後新史料を発掘し究明を加えたい。

おわりに、中州の現況について前江東治水事務所長荻原宏氏のご教示をいただいた。ここに記して謝辞とする。

【参考文献】

- (1) 東京市史稿 橋梁篇第二 p849
- (2) 産業篇三十四 p145
- (3) 産業篇三十四 p147
- (4) 産業篇三十四 p321
- (5) 産業篇三十四 p990
- (6) 産業篇二十三 p245-246
- (7) 産業篇二十三 p518
- (8) 産業篇三十 p726
- (9) 市街篇三十 p587-588
- (10) 産業篇三十三 p401
- (11) 産業篇三十三 p422
- (12) 産業篇三十三 p382-383

「随筆百花苑第九巻」よしの冊子十一 中央公論社

- (13) 産業篇三十 p727
- (14) 産業篇三十三 p373
- (15) 徳川禁令考後聚第一帙 p520-521
- (16) 東京市史稿 産業篇三十四 p148
- (17) 産業篇三十四 p273
- (18) 日本財政経済史料巻九 p1044-1045
- (19) 東京市史稿 市街篇二十九 p701-702
- (20) 市街篇二十九 p702-705
- (21) 産業篇三十四 p321-322
- (22) 産業篇三十四 p435-436
- (23) 産業篇三十四 p154
- (24) 産業篇三十四 p154
- (25) 産業篇三十四 p322